

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 30日

山梨県知事

殿

提出者

住 所 山梨県中央市下河東1110番地

氏 名 国立大学法人山梨大学医学部  
医学城長 小泉修一

電話番号 055-273-1111 (代表)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	国立大学法人 山梨大学医学部
事業場の所在地	山梨県中央市下河東1110番地
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	医療業 一般病院(分類番号8311)
②事業の規模	病床数618床
③従業員数	2,198名 (医療従事者1,682名、非医療従事者516名)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別図1のとおり

(日本工業規格 A列4番)

## (第2面)

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別図2のとおり

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	476 t	t
(これまでに実施した取組)			
①現状	学内で排出する産業廃棄物の種類、処分方法、取り扱う際の留意事項等について、職員、学生および委託業者に対し教育、研修等を行っている。		
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
②計画	排 出 量	476 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	医療材料等の選定にあたっては、安全性を考慮し廃棄物発生の抑制を踏まえたうえで、滅菌処理による再利用ができるものを積極的に取り入れる。職員、学生および委託業者に対し教育、研修等を引き続き実施し、排出抑制に努める。		

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物 一般廃棄物に感染性廃棄物を混入させないよう、各エリアに廃棄物分別表の院内掲示や分別の周知を行い、分別の徹底を図っている。
	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 収集分別を更に徹底し、年々増加する廃棄物量の抑制に努める。
②計画	

## (第3面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】					
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物			
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0	t		
	(これまでに実施した取組)				
実施していない					
②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物			
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0	t		
(今後実施する予定の取組)					
実施予定なし					

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0	t
(これまでに実施した取組)			
実施していない			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0	t
(今後実施する予定の取組)			
実施予定なし			

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
		自ら埋立処分を行つた特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
①現状		(これまでに実施した取組) 実施していない		
		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
		自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
②計画		(今後実施する予定の取組) 実施予定なし		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
		全処理委託量	476 t	t
		優良認定処理業者への処理委託量	476 t	t
		再生利用業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
①現状		(これまでに実施した取組) 処理にあたっては、関係法令等に基づき適正な処理を行える業者と委託契約を締結している。 排出された廃棄物が最終処分まで適正に行われているかは、委託業者より提出されたマニフェストにて確認している。		

## (第5面)

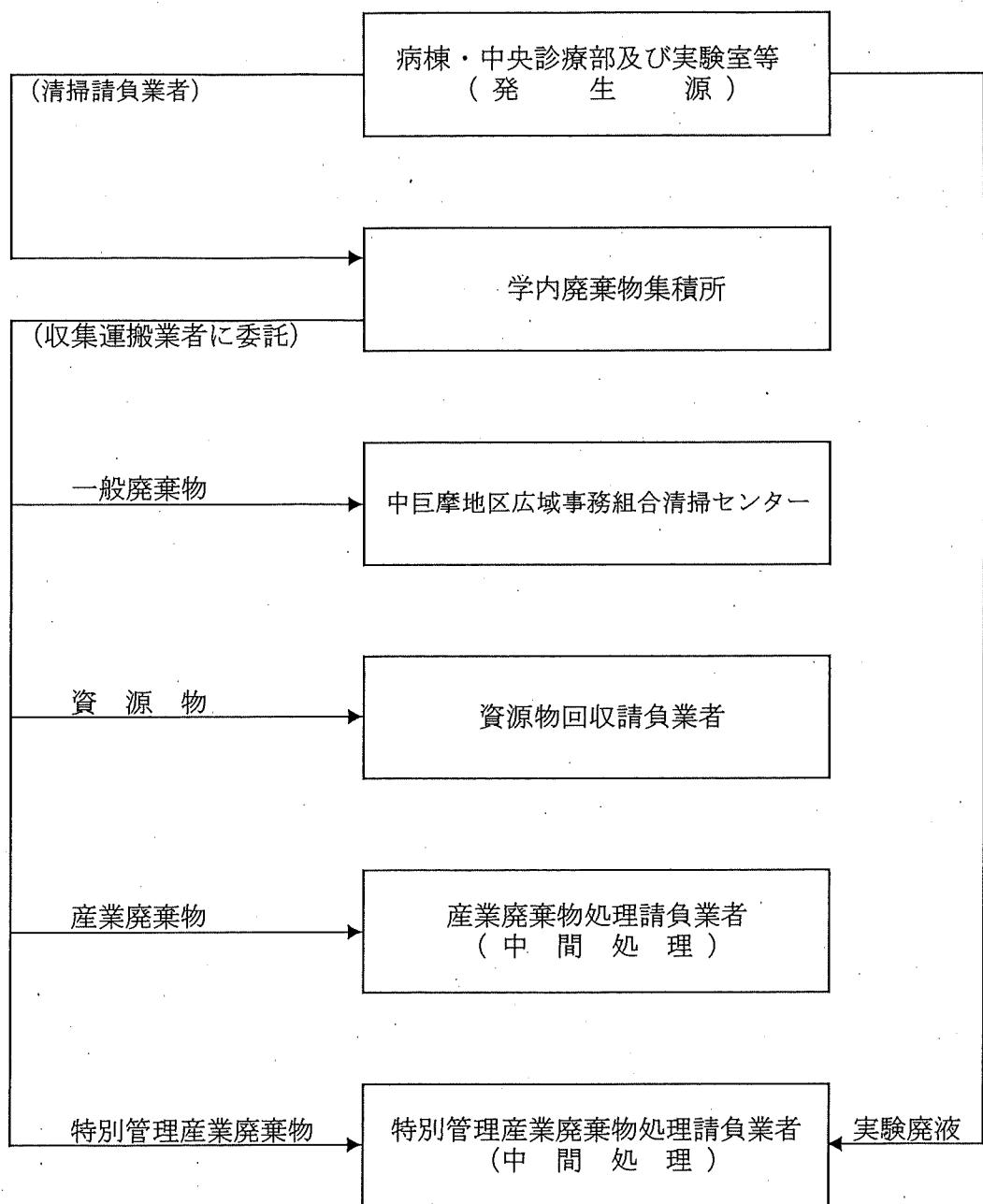
		【目標】				
		特別管理産業廃棄物の種類		感染性廃棄物		
		全処理委託量		476 t		
		優良認定処理業者への 処理委託量		476 t		
		再生利用業者への 処理委託量		t		
		認定熱回収業者への 処理委託量		t		
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t		
②計画		<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>委託業者から提出されたマニュフェストを用いて、処理結果を確認する。</p> <p>委託業者の処理状況について、必要に応じて現地確認を行う。</p>				
電子情報処理組織の使用 に関する事項		<p>【前年度（令和4年度）実績】</p> <table border="1"> <tr> <td>特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)</td><td>476 t</td></tr> </table> <p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>令和2年度から導入した電子マニフェストを引き続き活用する。</p>			特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	476 t
特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	476 t					
※事務処理欄						

## 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別図1

特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

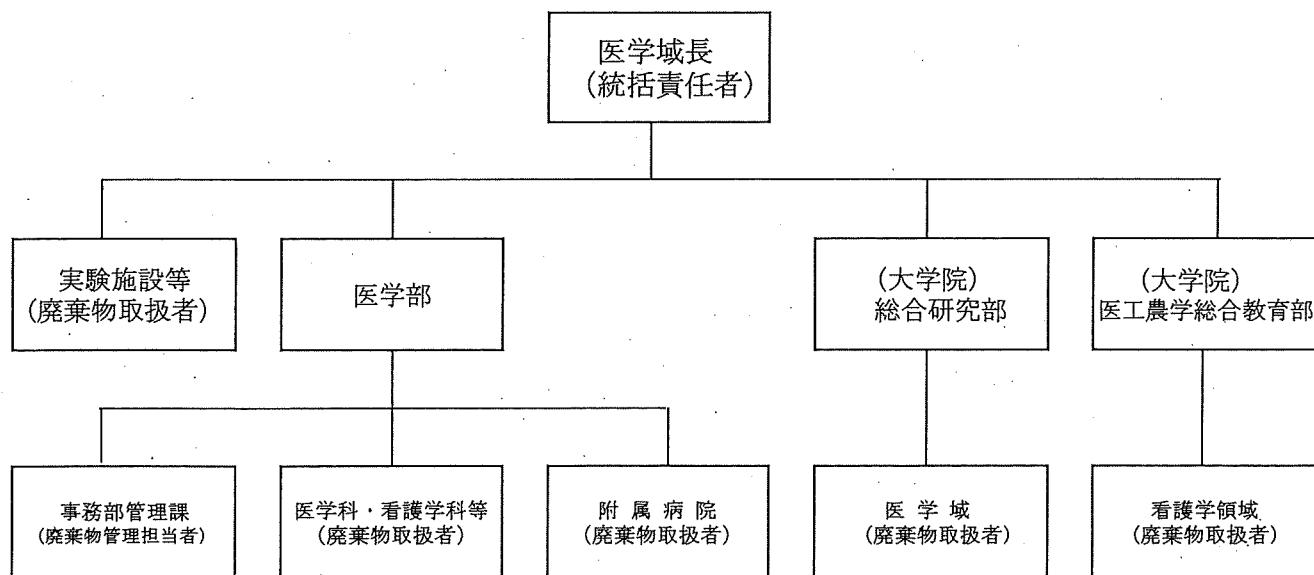


## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

### (1) 責任者及び管理組織図

統括責任者	国立大学法人 山梨大学医学域長
施設管理者	国立大学法人 山梨大学医学部附属病院長
特別管理産業廃棄物管理責任者	国立大学法人 山梨大学医学部附属病院長 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別管理産業廃棄物処理計画書の策定</li> <li>○ 二次感染事故防止のための指導監督</li> <li>○ 感染性廃棄物の発生状況・処理状況の把握</li> <li>○ 職員に対する必要な知識の教育及び周知</li> <li>○ 各行政機関への届出・報告</li> </ul>
医学域管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別管理産業廃棄物処理計画書の作成</li> <li>○ 業務委託契約の締結・監督</li> <li>○ マニフェストの交付・確認・管理</li> <li>○ その他関係する事項</li> </ul>

### (管 理 体 制 図)



(2) 管理体制の強化

①管理体制（組織）

教員会議、各種運営委員会等に感染性廃棄物及び毒物・劇物等の情報提供を行うことにより、廃棄物について研究部門・診療部門の積極的な参画を図る。

②管理方法

医学部キャンパス感染性廃棄物管理規程、医学部キャンパス毒物及び劇物取扱規則、毒物及び劇物管理委員会規程についての検討及び承認。

(3) 教育・研修

学内で発生する感染性廃棄物、実験及び病院廃液の種類、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、職員・学生等に定期的に教育・研修等を行う。

○職員を対象にした説明会

平素、毒物及び劇物を取扱っている職員を対象に、毒物・劇物に係る事故の応急処置、感染性廃棄物、実験廃液の処理に関する研修会を年1回行う。

○学生を対象にした説明会

医学科及び看護学科の2年生を対象に、毒物・劇物に係る事故の際の応急処置、感染性廃棄物、毒物・劇物の取扱い及び処理についての説明会を年1回行う。

(4) 情報公開

「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づき、毎年作成している「感染性廃棄物処理計画書」及び「特別管理産業廃棄物処理実績報告書」に関する文書の情報公開を行う。